

消費者スマイル基金 第 16 回助成事業
適格消費者団体の行う差止請求関係業務に対する助成
(実施要領)

助成の対象：

次のいずれかの業務を行った適格消費者団体の差止請求関係業務。ただし、同一の回の助成事業において、特定適格消費者団体として被害回復関係業務に対する助成を申請する者は、本助成を申請することはできません。

- (1) 差止請求訴訟の提起（第一審、控訴審若しくは上告審）
- (2) 裁判外の差止請求（ただし、その結果について今回の助成事業の対象期間内に公表したものに限りです）

※上記(1)及び(2)の重複申請は不可。適格消費者団体として申請した場合、特定適格消費者団体としての申請は不可です。逆の場合も同様です。なお、複数事案について業務を行った旨の申請であっても 1 件の申請として取り扱います。

対象期間（上記業務を実施した期間）：

2024 年 12 月 1 日（日）～2025 年 5 月 31 日（土）

助成金額：

第 16 回助成事業全体（特定適格消費者団体、適格消費者団体及びその他の非営利法人を対象とした都合 3 つの助成事業）で総額 300 万円を上限とし、応募団体の数等を勘案して決定します。

申請方法：

- 申請書
- 添付資料

1.活動実績を証する書類

(1) 差止請求訴訟提起の場合

- ①訴状、控訴理由書（検討中の場合は控訴状）、若しくは上告及び上告受理申立理由書（検討中の場合は上告及び上告受理申立書）
- ②消費者契約法 30 条及び規則 21 条第 1 項第 2 号関係「差止請求権の行使に関する訴訟その他の手続の概要及び結果の記録」様式に、2025 年 5 月 31 日までの状況を記載したもの

(2) 裁判外の差止請求（ただし、その結果について今回の助成事業の対象期間内に公表したものに限り）の場合（次の 2 つの書類）

- ①自団体のウェブサイトで公表している内容の写し。
- ②差止請求権の行使に関する事業者等との交渉経過の記録（事案別）

様式例（法第 30 条及び施行規則第 21 条第 1 項第 1 号関係）「差止請求権の行使に関する事業者等との交渉経過の記録」

※当該事案に係る団体からの申入れ（要請）書及び相手方からの回答書の各写しでの代替も可。

2. 差止請求関係業務を今後も実施することを証する書類

本件助成申請日を含む年度の事業計画書

（差止請求関係業務を明示したもの、様式は自由）

3. 活動実績を一般消費者に判り易く PR する資料

(1) 差止請求訴訟の提起の場合

本件の被害実態、相手方に請求した事項及び請求の理由等を一般消費者向けに PR する資料（A4 1 頁を目途）

※自団体のウェブサイトでの公表内容がこの要件を満たす場合は、ウェブサイトでの公表内容の写しで代替可

(2) 裁判外の差止請求（ただし、その結果について今回の助成事業の対象期間内に公表したものに限る）の場合

本件の被害実態、相手方に請求した事項及び請求の理由並びに相手方の是正対応等を一般消費者向けに PR する資料（A4 1 頁を目途）

※自団体のウェブサイトでの公表内容がこの要件を満たす場合は、ウェブサイトでの公表内容の写しで代替可

○提出期限

2025 年 6 月 30 日（月）（必着）とします。

審査について：

助成申請を受けて、当基金において審査を行い、助成の可否及び助成額を決定。

決定の通知は、2025 年 7 月末（予定）とします。

助成決定後の契約について：

助成申請を受けて、助成を決定した場合は、添付内容にて助成契約書を取り交わしていただきます。助成金の目的外使用の禁止（第 4 条）、活動報告書（第 5 条）、報告の聴取（第 6 条）、助成決定の取消（第 7 条）、助成金の返還（第 8 条）、消費者スマイル基金からの助成を受けている旨の表示（第 9 条）等、助成契約書の内容をご確認の上、助成申請くださいますようお願いいたします。

活動後の報告について

別添の契約書第 5 条に従って、活動報告書を指定の時期までに提出くださいますようお願いいたします。